

区分	履修内容
<p>【区分A基礎知識・技術】 病理検査業務における基礎的知識を備え、実践できる。</p>	1 人体の構造と機能について理解している。
	2 人体の病態の概要と、それに伴う組織所見を中心とした形態学的異常について理解している。
	3 病態の理解に必要な画像診断に関する基本的知識を備える。
	4 個人情報の取り扱いに関する基本的事項を理解している。
	5 外科病理学的な知識を備え、癌取扱い規約等に基づいた手術材料の切り出しの重要性を理解し説明できる。
	6 病理診断に必要な臨床的事項および臨床検査データを把握し説明できる。
	7 組織固定法の原理と方法を理解し、質の高い組織固定を実践できる。
	8 ホルマリン固定パラフィン包埋組織標本や凍結標本作製技術について、その特徴や技術的注意点を説明でき、診断に不足のない標本作製ができる。
	9 細胞診断に必要な標本作製技術について、その特徴や技術的注意点を説明でき、必要に応じて摘出臓器・組織検体から捺印・擦過等の細胞採取を行い、細胞診標本作製できる。
	10 免疫組織化学および特殊染色の原理を説明でき、日常的な精度管理を行うことができる。
	11 電子顕微鏡標本による診断に関する基礎知識を備える。
	12 診断に不適とされる不良標本の原因を追究し修正できる。
	13 病理解剖を介助することができ、執刀医や病理解剖に関わるスタッフの安全を確保できる。
	14 病理解剖および手術等で摘出された臓器・組織検体の写真撮影が適切に実施できる。
<p>【区分B専門知識】 病理検査業務及び関連領域における専門知識を習得する。</p>	1 コンパニオン診断について、対象疾患と薬理を習得する。
	2 分子病理学的検索方法の原理を習得する。
	3 ゲノム医療に関する専門知識を習得する。
	4 ゲノム医療について、その検査方法と結果の解釈を被験者等に対して説明する知識を習得する。
	5 遺伝病学に関する専門知識を習得する。
	6 人工知能（AI）に関する専門知識を習得する。
	7 良質な診療用組織検体の確保と保管に関する知識を習得する。
	8 遠隔医療に必要なネットワーク構成を理解し概要に関する知識を習得する。
	9 上記以外の先進的医療に関する専門知識を習得する。
<p>【区分C専門技術】 病理検査業務及び関連領域における専門技術を習得し、実践できる。</p>	1 コンパニオン診断について対象とする疾患と薬理を理解し、治療選択のための適正な免疫組織化学標本の作製ができる。
	2 分子病理学的検索方法の原理を理解し、適正な標本作製ができる。
	3 ゲノム医療に供する適正検体を選択採取でき、適切な保管をする技術を備え実践できる。
	4 ゲノム医療において遺伝子情報保護に関する知識と次世代シーケンス（NGS）検査に関する技術を理解し、実践に備える。
	5 デジタルパソロジーに適正な組織標本の質を理解し、不良画像を見極めることができる。
	6 Whole Slide Imaging（WSI）を代表するデジタルパソロジー機器を適正に操作することができる。
	7 遠隔病理組織診断時に発生する機器の通信障害に対して適切に対処し、通信の復旧ができる。
	8 良質な診療用組織検体の確保と保管に関する知識を備え、実践できる。
	9 上記以外の先進的医療に関する専門知識を備え、実践できる。
<p>【区分D組織管理】 認定技師として求められる態度、管理能力を備える。</p>	1 病理検査業務全般において、病理医（病理専門医）および臨床医に対して適切な対応ができる。
	2 病理検査業務に関連する医師法や臨床検査技師等に関する法律等、各法令および制度を説明できる。また、病理検査業務に関連する診療報酬体系を説明できる。
	3 検査技術や検査機器に関する最新の情報を習得し、導入へ向けた準備を整えることができる。
	4 病理検査業務における感染対策について、標準予防策と消毒方法に関する知識を備え管理できる。
	5 病理組織検体の受付から報告完了および保管まで、情報システムマネジメントの構築や適正な台帳管理ができる。
	6 病理検査室で取り扱われる化学物質について、各法令に則った取り扱いができる。
	7 病理検査業務において発生する様々な廃棄物について、各法令に則った対応ができる。
	8 病理検査業務で得られた人体材料を研究に用いる際に必要な個人情報保護および倫理についての知識を備え、それに伴う手続きを説明できる。
	9 病理検査業務のインシデントやアクシデントに対して適正な分析をおこない、PDCAサイクルを効率よく行い、問題解決や危険予知および診断精度の向上を図ることができる。
	10 多職種へ向けて病理組織検査内容の説明ができる。
	11 CPC（臨床－病理検討会）や臨床医とのカンファレンスの重要性を理解している。
	12 病理診断の最終責任は病理医にあるが、認定病理検査技師は病理医と協働し、診断標本の精度向上および精度管理に努める。
	13 認定病理検査技師間で密接に情報を共有し、病理標本作製の標準化を推進する。
	14 医療法に基づき、病理検査技術の精度管理について積極的に関与し、病理検査室の体制構築ができる。
	15 病理検査における第三者評価機関からの認定・認証取得要件を理解し、体制作りができる。